

新型コロナウイルス感染症による出席停止、臨時休業等について

みだしのことにつきまして、下記のように一部変更しました。項目 1～8 に該当する場合には、必ず学校に連絡してください。

項目	児童・生徒の状況		出席の扱い
1	検査※ ¹ 結果が陽性		出席停止※ ² (保健所が許可するまで)
2	濃厚接触者と特定され、検査を受けた	陽性	検査結果が陽性となった段階で、上記 1 に同じ
3		陰性	出席停止 (保健所が指示する期間)
4	濃厚接触者ではないが感染の疑いがあるため検査を受けた	陽性	検査結果が陽性となった段階で、上記 1 に同じ
5		陰性	検査結果が陰性と判明するまで出席停止
6	同居の家族の検査結果が陽性		出席停止 (保健所が指示する期間)
7	同居の家族が濃厚接触者と特定された		<u>登校をさせない</u> (出席停止の扱い) (当該家族の検査で陰性と判明するまで)
8	本人もしくは同居の家族が感染した疑い (風邪症状、発熱、倦怠感等の症状がみられる) がある、もしくは検査を受ける場合		登校を控える※ ³ (出席停止の扱い) (感染の疑いなくなる、もしくは検査で陰性と判明するまで)

※¹ 検査は、新型コロナウイルスの感染を判断するすべての検査を指します。PCR検査、抗原検査がそれにあたります。

※² 一人の児童生徒の感染が確認されたら、臨時休業の必要性について保健所と協議し、臨時休業が必要であると判断された場合は、臨時休業期間や対象範囲 (学校、学年、学級) について、保健所の指導のもとで決定することとします。その場合、臨時休業中に予定されている行事が中止・延期となる場合があります。

※³ 医療機関・学校にご相談ください。

<その他>

○ お子様や同居のご家族が新型コロナウイルスに感染しているおそれがある場合等には、昼夜を問わず学校と保健所にご連絡ください。

佐屋中学校 TEL 0567-28-3388 (夜間は市役所 26-81111 におかけください)

津島保健所 (受診・相談センター) TEL 0567-24-6999

※ 感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないことをご家庭でも話題にしてください。

ご家庭で、よく目につく場所へ掲示してください

2021年5月18日
愛西市教育委員会